

## 山口市小規模治山事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山地に起因する災害から市民の生命・財産を守るため、他の事業の対象とならない小規模治山事業に要する工事費の一部について、山地災害の被災者または自治会（以下「事業主体」という）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「小規模治山事業」とは、山口市内の山地災害が発生した箇所で、これを放置すると農地もしくは宅地に被害を及ぼすおそれがあるものであって、保全上必要な施設の新設、改良等の工事を行う事業をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小規模治山事業のうち、以下の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 山口市内の山地において土砂災害が発生した箇所で、これを放置すると宅地、農地もしくは公共施設に被害を及ぼすおそれがあるものであって、受益者が複数世帯であること。
- (2) 土工、法面工、擁壁工、山腹工、溪間工等の山地を安定させるもの、もしくは、土砂浚渫等の土石流被害を防ぐ目的で施工されるもの。
- (3) 砂防施設でないこと。
- (4) 施設管理者や土地所有者の許可を得たものであること。
- (5) 市内に本社を置く建設会社が事業主体と直接契約を締結し施工すること。
- (6) 第5条に基づく補助金交付申請書を提出する日の属する年度の3月31日までに工事が完了すること。
- (7) 他の補助事業と重複しないものであること。
- (8) 過去に本補助事業による補助金の交付を受けていないこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する工事費に4分の3以内の補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定により交付される補助金の額の上限は、一事業あたり75万円とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、山口小規模治山事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事設計書
- (3) 施工業者が作成した見積書

- (4) 公図の写しもしくは林班図
- (5) 土地所有者の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、山口市小規模治山事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた事業主体（以下「補助事業主体」という。）は、当該決定を受けた計画を変更もしくは廃止しようとするときは、山口市小規模治山事業補助金変更承認申請書（様式第3号）によるものとし、当該変更に係る必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、山口市小規模治山事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

(着手及び完了の届出)

第8条 補助事業主体は、補助対象事業に着手したとき及び補助対象事業が完了したときは、小規模治山事業着手（完了）届（様式第5号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業主体は、補助事業等が完了したとき、又は、市長が必要とするときは、補助事業等の成果を記載した山口市小規模治山事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業を完了した日から起算して30日以内、又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 施工業者の請負代金に係る領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助事業等の完了にかかる成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、山口市小規模治山事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該補助決定者等に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業主体は、事業及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書

類を整備しておかなければならない。

(報告及び検査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業主体に対し、報告を求め、又は書類、帳簿及び事業施行の状況を検査し、監督上必要な指示をすることができる。

(補助金交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不適當であると認められたとき。
- (4) 精算額が予算額に比べて減少したとき。

(補助事業主体の責務)

第14条 補助事業主体は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

- 2 補助事業主体は、事業施行にあたっては、近隣住民や水利権者等との紛争防止に努めなければならない。
- 3 補助事業主体は、この要綱の規定により実施した事業の成果の継続的な維持管理に努めなければならない。

(補助金の交付)

第15条 第10条の規定による通知を受けた補助事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市小規模治山事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、工事が完了したものについて必要があると認めるときは、第6条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。
- 3 前項の規定による概算払により補助金の交付を受けようとする補助事業主体は、工事請負契約書の写しおよび山口市小規模治山事業概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

山口市長 様

住 所  
氏名又は  
申請者 名称及び (※)  
代表者名  
電話番号

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

### 山口市小規模治山事業補助金交付申請書

山口市小規模治山事業補助金の交付を受けたいので、山口市小規模治山事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

#### 記

1 交付申請額 円

#### 2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 工事設計書
- (3) 施工業者が作成した見積書
- (4) 公図の写しもしくは林班図
- (5) 土地所有者の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

山口市長

山口市小規模治山事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました山口市小規模治山事業補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付

交付決定額 円

不交付

理由

交付条件

- ・当該補助金を他の用途へ使用しないこと。
- ・事業施行にあたっては、近隣住民や水利権者等との紛争防止に努めること。
- ・事業成果の継続的な維持管理に努めること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

山口市長 様

住 所  
氏名又は  
申請者 名称及び (※)  
代表者名  
電話番号

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

### 山口市小規模治山事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山口市小規模治山事業補助金について、山口市小規模治山事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり変更の承認を申請します。

#### 記

1 変更内容

2 変更理由

注意 変更承認申請に要する添付書類は、補助金交付申請に準じる。

様式第4号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

山口市長

山口市小規模治山事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました山口市小規模  
治山事業補助金について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

補助金改定額

円



様式第5号（第8条関係）

年 月 日

山口市長 様

住 所  
氏名又は  
申請者 名称及び  
代表者名 (※)  
電話番号  
(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

山口市小規模治山事業着手（完了）届

小規模治山事業について、下記のとおり着手（完了）しましたので、山口市小規模治山事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

着手                       完了

- |   |           |  |   |   |    |
|---|-----------|--|---|---|----|
| 1 | 事業施行箇所    |  |   |   | 地内 |
| 2 | 着手年月日     |  | 年 | 月 | 日  |
| 3 | 完了（予定）年月日 |  | 年 | 月 | 日  |

年 月 日

山口市長 様

住 所  
氏名又は  
申請者 名称及び (※)  
代表者名  
電話番号

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

山口市小規模治山事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山口市小規模治山事業補助金について、山口市小規模治山事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり事業実績を報告します。

記

1 精算額 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 施工業者の請負代金に係る領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

山口市長

山口市小規模治山事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山口市小規模治山事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額

円

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

山口市長 様

住 所  
 氏名又は  
 申請者 名称及び  
 代表者名 (※)  
 電話番号

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、  
**記名押印**してください。

山口市小規模治山事業補助金交付請求書

年 月 日付け、第 号で確定通知のあった山口市  
 小規模治山事業補助金について、山口市小規模治山事業補助金交付要綱第  
 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付されたいので請求します。

請求金額 (¥を入れる)							
交付決定額							
既受領額							

振込先 金融機関	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所
	普通 当座	口座番号		
		フリガナ		
		名義人		

年 月 日

山口市長 様

申請者 住 所  
氏名又は  
名称及び  
代表者名 (※)  
電話番号

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

山口市小規模治山事業補助金概算払請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった山口市小規模治山事業補助金について、山口市小規模治山事業補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払により交付されたいので請求します。なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

請求金額 (¥を入れる)							
交付決定額							
残額							

振込先 金融機関	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所
	普通 当座	口座番号		
		フリガナ		
		名義人		

年 月 日

山口市長 様

住 所  
氏名又は  
申請者 名称及び  
代表者名 (※)  
電話番号

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

山口市小規模治山事業計画書

事業名		
施工場所 (地番・林班)※		
土地所有者		
事業の内容 (工種・数量)		
施工期間		
工事費		
内 訳	本工事費	
	工事雑費	
	その他	
他事業への 採択の有無	有 ・ 無	
補助金申請額		

※ 位置図を添付すること。

年 月 日

山口市長 様

住 所  
氏名又は  
申請者 名称及び  
代表者名 (※)  
電話番号

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

山口市小規模治山事業報告書

事業名		
施工場所 (地番・林班)※		
土地所有者		
事業の内容 (工種・数量)		
施工期間		
工事費		
内 訳	本工事費	
	工事雑費	
	その他	
他事業への 採択の有無	有 ・ 無	
補助金申請額		